様式第１（第１条関係）

# 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の協議書

年　　月　　日

総務大臣　名
財務大臣　名
厚生労働大臣　名
農林水産大臣　名
経済産業大臣　名
国土交通大臣　名　　殿

市町村長の氏名
都道府県知事の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記の計画の同意を得たいので協議します。

## 基本計画

### １　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

（地図）

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### ２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|---|---|---|---|
| 付加価値額 | －百万円 | －百万円 | |

（算定根拠）

【５（３）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

| 付加価値額 | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|---|---|---|---|
| 業種： | －百万円 | －百万円 | |
| 業種： | －百万円 | －百万円 | |
| 業種： | －百万円 | －百万円 | |

（算定根拠（指定する業種ごと））

【任意記載のＫＰＩ】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

**３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項**

（１）地域の特性の活用

（２）高い付加価値の創出

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

**４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域**

（１）重点促進区域

（地図）

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

（４）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって、特に周辺の地域の生活環境の保持を図るべき区域

**５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項**

（１）地域の特性及びその活用戦略
①
②
③

（２）選定の理由
①
②
③

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種
①
②
③

（４）指定の理由
①
②
③

**６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項**

（１）総論

（２）制度の整備に関する事項
①

②

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）
①
②

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応
①
②

（５）その他の事業環境整備に関する事項
①
②

（６）実施スケジュール

| 取組事項 | 年度 | 年度・・・・ | 年度<br>（最終年度） |
|---|---|---|---|
| 【制度の整備】 | | | |
| ① | | | |
| ② | | | |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 | | | |
| ① | | | |
| ② | | | |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】 | | | |
| ① | | | |
| ② | | | |
| 【その他】 | | | |
| ① | | | |
| ② | | | |

**７　地域経済牽引事業用地整備を行う場合にあっては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項**

（１）地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域

（２）地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域の有する産業用地としての特性及びその設定の理由

| 重点促進区域の名称 | 産業用地としての特性 | 設定の理由 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

（３）地域経済牽引事業用地整備が具備すべき条件に関する事項
①産業用地としての特性の活用

②地域経済牽引事業用地整備の計画的かつ確実な実施

③地域経済牽引事業用地整備により整備された土地における承認地域経済牽引事業の確実な実施

**８　将来工業出荷額の見通しを定める場合にあっては、その見通しに関する事項**

（１）都市計画区域マスタープランの名称等

（２）都市計画区域マスタープランが対象とする都市計画区域

（地図）

（３）都市計画区域マスタープランの基準年次及び当該年次の工業出荷額

（４）都市計画区域マスタープランの目標年次及び当該年次の将来工業出荷額の目標値

（５）地域経済牽引事業の促進の影響を加味した当該都市計画区域マスタープランの目標年次における将来工業出荷額の見通し

（６）将来工業出荷額の見通しの設定に係る調整状況

（７）後継となる基本計画に関する事項

**９　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用工場等の新増設を促進する場合にあっては、その促進に際し配慮すべき事項**

（１）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進を図る必要性

（２）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって行う配慮の方針

（３）地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置

①

②

（４）市町村が講ずべき措置

①承認地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者の実施する措置が、当該事業の実施期間中に継続されていることの確認

②地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の対象となる工場立地特例対象区域や緑地面積率等規制の緩和の水準、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に求める当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のための措置の内容の公表

**１０　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給を行う場合にあっては、その供給に関する事項**

（１）促進区域における、地域経済牽引事業用情報処理施設に安定的に工業用水の供給を行うことができる工業用水道事業の実施の状況及び今後の実施の見通し

①工業用水道事業者及び工業用水道事業の名称

②供給可能な工業用水の水量

③給水区域

（２）情報処理施設の今後の立地見通し及び立地の目標

（３）（１）及び（２）を踏まえた、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設に係る地域経済牽引事業の促進の見通し

**１１　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項**

（１）支援の事業の方向性

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法
①
②

**１２　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項**

（１）環境の保全

（２）安全な住民生活の保全

（３）その他
①
②

**１３　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項**

（１）総論

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

**１４　計画期間**

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。